

ID: 301

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の減免		
例規名 根拠条項	長門市くじら資料館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (入館料の減免) 第7条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 長門市くじら資料館条例施行規則第3条による。 (入館料の減免) 第3条 条例第7条に規定する入館料の減免は、次に定めるところによる。 (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、入館料の全部を免除する。 ア 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）に基づく療育手帳の交付を受けている者（付添人1人を含む。）が入館するとき。 イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級までの者については、付添人1人を含む。）が入館するとき。 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（付添人1人を含む。）が入館するとき。 エ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者のうち当該手帳に記入されている障害の程度が項症である者（障害の程度が特別項症から第4項症までの者については、付添人1人を含む。）が入館するとき。 (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教職員等で、園児、児童及び生徒を引率して入館するときは、入館料の全部を免除する。 (3) 市又は教育委員会が主催する行事に参加して入館するときは、入館料の全部を免除する。 (4) 県内に居住する65歳以上の高齢者であって、運転卒業者サポート手帳（警察署が運転免許証を自主返納した者に交付する手帳をいう。）又は運転経歴証明書（運転免許証を自主返納した者の申請に基づき、警察署が交付する証明書をいう。）の交付を受けた者が入館するときは、団体割引の額とする。 (5) その他市長が特に認めるときは、市長が定める額を減額し、又は免除する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和2年12月28日